

幕別町保育料条例の一部を改正する条例

幕別町保育料条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「3,600円」を「3,920円」に、「180円」を「196円」に改め、同項第2号中「4,500円」を「4,900円」に改め、同条第2項中「180円」を「196円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の幕別町保育料条例第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる副食の提供に係る副食材料費の徴収について適用し、施行日前に行われた副食の提供に係る副食材料費の徴収については、なお従前の例による。